

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月22日
【四半期会計期間】	第111期第2四半期（自平成28年7月1日至平成28年9月30日）
【会社名】	株式会社中京銀行
【英訳名】	The Chukyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 室 成夫
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目33番13号
【電話番号】	052(262)6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員総合企画部長 永井 涼
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀四丁目10番4号 株式会社中京銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3555)6811(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 石橋 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社中京銀行津支店 (三重県津市東丸之内20番11号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成26年度中間 連結会計期間	平成27年度中間 連結会計期間	平成28年度中間 連結会計期間	平成26年度	平成27年度
		(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	16,001	15,367	17,964	32,248	32,079
連結経常利益	百万円	2,626	3,045	2,390	5,702	5,913
親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	1,308	2,601	1,599		
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円				3,057	4,022
連結中間包括利益	百万円	5,478	4,350	2,279		
連結包括利益	百万円				17,497	1,153
連結純資産額	百万円	99,888	106,778	106,824	111,574	109,647
連結総資産額	百万円	1,868,867	1,913,609	1,936,851	1,916,648	1,922,954
1株当たり純資産額	円	459.08	4,889.86	4,869.40	512.34	5,012.21
1株当たり中間純利益金額	円	6.09	120.70	73.93		
1株当たり当期純利益金額	円				14.21	186.46
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	6.08	120.34	73.65		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				14.18	185.82
自己資本比率	%	5.28	5.51	5.44	5.75	5.63
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	16,666	10,236	12,770	31,598	4,496
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	1,697	2,447	15,290	9,014	12,398
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	6,094	997	1,270	12,039	6,929
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高	百万円	59,298	43,857	60,448	57,572	33,706
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,274 [398]	1,263 [392]	1,256 [378]	1,228 [515]	1,212 [496]

(注) 1. 当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

4. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第109期中	第110期中	第111期中	第109期	第110期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	百万円	15,516	14,905	17,542	31,241	31,164
経常利益	百万円	2,378	2,836	2,208	5,195	5,494
中間純利益	百万円	1,171	2,492	1,515		
当期純利益	百万円				2,800	3,801
資本金	百万円	31,844	31,844	31,844	31,844	31,844
発行済株式総数	千株	217,459	217,459	217,459	217,459	217,459
純資産額	百万円	96,428	102,578	103,457	107,555	106,515
総資産額	百万円	1,864,672	1,909,998	1,932,832	1,912,276	1,918,530
預金残高	百万円	1,690,728	1,720,521	1,743,893	1,717,111	1,719,160
貸出金残高	百万円	1,236,115	1,272,134	1,281,995	1,260,841	1,274,682
有価証券残高	百万円	536,660	563,196	550,662	566,445	575,995
1株当たり配当額	円	2.00	2.00	2.00	4.50	5.00
自己資本比率	%	5.16	5.36	5.34	5.61	5.54
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,241 [346]	1,231 [345]	1,228 [337]	1,194 [464]	1,182 [451]

(注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行および当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりです。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出日現在において判断したものです。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

4. オペレーショナルリスク等

(1) 事務に関わるリスク

故意または過失等により大きな賠償に繋がるような事務事故、事務ミスが発生した場合には当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。このうち特に事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合には、当行の社会的信用が低下し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) システムに関わるリスク

当行は、コンピューターシステムに対して、障害発生防止やセキュリティの向上に努めておりますが、システム障害の発生や不正アクセス、サイバー攻撃等を受けた場合には、当行の業績および業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間においては、該当する経営上の重要な契約等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国の経済は、一部に弱さはみられますが、緩やかな回復基調が続いております。各種政策効果の発現などにより、設備投資や住宅投資が増加し、企業収益や雇用情勢は改善傾向が持続するなど底堅く推移しています。

当地区におきましても、輸出や生産は熊本地震等の影響から脱し、持ち直しの動きがみられ、設備投資は大幅に増加しました。個人消費につきましても、雇用情勢や所得環境の下支え効果もあって底堅く推移しました。

金融情勢につきましては、日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和の継続と、9月には金融緩和強化のための新しい枠組みとして長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入が決定し、長期金利はマイナス0.3%～0.0%の範囲で推移しました。また、オーバーナイト物金利は、マイナス0.09%～0.0%の範囲で推移しました。

このような経済金融情勢の下、平成27年4月よりスタートした第16次中期経営計画に基づき、様々な施策を展開してまいりました。この中期経営計画では、5年後、10年後の盤石な経営基盤の確立に向けて、「人材基盤」「顧客基盤」「財務基盤」の3つを基本戦略と位置づけ、諸施策を推進しております。

このような結果、当第2四半期連結累計期間の当行グループの業績は以下のとおりとなりました。

預金は、キャンペーンを実施し魅力的な商品の提供に努めた結果、前連結会計年度末比243億円増加し1兆7,356億円となりました。貸出金は、取引先の資金ニーズに積極的に応えよう努めた結果、前連結会計年度末比72億円増加し1兆2,815億円となりました。有価証券は、国債や外国証券を中心に前連結会計年度末比253億円減少し5,510億円となりました。

収益面につきましては、経常収益は、利回り低下により貸出金利息収入や有価証券利息収入が減少しましたが、為替相場が円高に進行したことにより金融派生商品収益が増加し、前年同四半期連結累計期間比25億97百万円増加の179億64百万円となりました。また、経常費用は、為替相場変動の影響により外国為替売買損が増加し、前年同四半期連結累計期間比32億52百万円増加の155億74百万円となりました。その結果、経常利益は前年同四半期連結累計期間比6億55百万円減少し23億90百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同四半期連結累計期間比10億2百万円減少し15億99百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

資金運用収支は、前年同四半期連結累計期間比792百万円減少し、9,754百万円の利益計上となりました。役務取引等収支は、前年同四半期連結累計期間比452百万円減少し、1,674百万円の利益計上となりました。また、その他業務収支は、前年同四半期連結累計期間比214百万円増加し、217百万円の利益計上となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	9,754	797	6	10,546
	当第2四半期連結累計期間	9,236	524	6	9,754
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	10,667	992	79	11,579
	当第2四半期連結累計期間	9,951	786	64	10,673
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	912	194	73	1,033
	当第2四半期連結累計期間	715	262	58	919
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,084	40	0	2,126
	当第2四半期連結累計期間	1,636	36	0	1,674
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	3,160	52	218	2,994
	当第2四半期連結累計期間	2,752	47	213	2,586
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	1,075	12	219	868
	当第2四半期連結累計期間	1,115	10	214	911
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	228	141	84	3
	当第2四半期連結累計期間	3,275	2,989	68	217
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	235	-	84	151
	当第2四半期連結累計期間	3,275	339	68	3,546
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	7	141	-	148
	当第2四半期連結累計期間	-	3,329	-	3,329

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」欄の計数は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

(以下において同じであります。)

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、証券関連業務の手数料収入減少を要因として前年同四半期連結累計期間比408百万円減少し、2,586百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前年同四半期連結累計期間比43百万円増加し、911百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,160	52	218	2,994
	当第2四半期連結累計期間	2,752	47	213	2,586
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	887	-	6	880
	当第2四半期連結累計期間	810	-	6	803
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	683	52	7	728
	当第2四半期連結累計期間	670	47	8	709
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	713	-	-	713
	当第2四半期連結累計期間	473	-	-	473
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	654	-	-	654
	当第2四半期連結累計期間	580	-	-	580
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	0	-	-	0
	当第2四半期連結累計期間	0	-	-	0
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	220	0	204	17
	当第2四半期連結累計期間	217	0	198	19
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,075	12	219	868
	当第2四半期連結累計期間	1,115	10	214	911
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	147	12	7	153
	当第2四半期連結累計期間	146	10	8	148

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,710,157	10,363	7,672	1,712,848
	当第2四半期連結会計期間	1,737,748	6,144	8,244	1,735,648
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	849,092	-	7,672	841,419
	当第2四半期連結会計期間	885,058	-	8,244	876,813
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	855,526	-	-	855,526
	当第2四半期連結会計期間	847,661	-	-	847,661
うちその他	前第2四半期連結会計期間	5,538	10,363	-	15,902
	当第2四半期連結会計期間	5,029	6,144	-	11,173
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,710,157	10,363	7,672	1,712,848
	当第2四半期連結会計期間	1,737,748	6,144	8,244	1,735,648

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,271,475	100.00	1,281,518	100.00
製造業	199,817	15.72	193,313	15.08
農業，林業	861	0.07	828	0.06
漁業	1,194	0.09	960	0.08
鉱業，採石業，砂利採取業	315	0.02	487	0.04
建設業	88,222	6.94	89,844	7.01
電気・ガス・熱供給・水道業	23,316	1.83	27,043	2.11
情報通信業	6,601	0.52	7,270	0.57
運輸業，郵便業	52,547	4.13	51,322	4.00
卸売業，小売業	212,890	16.75	212,832	16.61
金融業，保険業	73,653	5.79	64,469	5.03
不動産業，物品賃貸業	207,237	16.30	215,732	16.83
宿泊業，飲食サービス業	16,803	1.32	17,252	1.35
生活関連サービス業，娯楽業	17,661	1.39	18,664	1.46
医療，福祉	27,455	2.16	28,721	2.24
サービス業（他に分類されないもの）	42,717	3.36	44,118	3.44
地方公共団体	13,912	1.09	12,925	1.01
その他	286,264	22.52	295,731	23.08
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,271,475		1,281,518	

（注）「国内」とは、当行および連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における連結キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加を主な要因として127億70百万円の収入(前年同四半期連結累計期間は102億36百万円の支出)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入の増加を主な要因として152億90百万円の収入(前年同四半期連結累計期間は24億47百万円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いを主な要因として12億70百万円の支出(前年同四半期連結累計期間比2億73百万円減少)となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の増減額は267億42百万円の増加(前年同四半期連結累計期間は137億14百万円の減少)となり、当第2四半期連結累計期間末残高は、604億48百万円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成28年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.73
2. 連結における自己資本の額	100,355
3. リスク・アセットの額	1,030,386
4. 連結総所要自己資本額	41,215

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成28年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	9.45
2. 単体における自己資本の額	96,547
3. リスク・アセットの額	1,021,286
4. 単体総所要自己資本額	40,851

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態および経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成27年9月30日	平成28年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	130	114
危険債権	227	149
要管理債権	102	94
正常債権	12,446	12,645

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

(注)平成28年6月24日開催の第110期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で株式併合に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は450,000,000株減少し、普通株式50,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	217,459,581	21,745,958	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株でありま す。
計	217,459,581	21,745,958		

(注)平成28年6月24日開催の第110期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合および1,000株を100株にする単元株式数の変更を実施いたしました。これにより発行済株式総数は195,713,623株減少し、21,745,958株となり、単元株式数は100株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月24日
新株予約権の数	283個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	283,000株(注2、5)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年7月28日～平成58年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格220円(注5) 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めなるときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

当行は、以下の 、 、 、 または の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 平成28年6月24日開催の第110期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日		217,459		31,844		23,184

(注) 平成28年6月24日開催の第110期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式総数は195,713,623株減少し、21,745,958株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	85,343	39.24
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,524	5.29
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,811	4.51
ミノサービス株式会社	名古屋市北区平安二丁目15番56号	8,509	3.91
中京銀行従業員持株会	名古屋市中区栄三丁目33番13号	5,212	2.39
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株式 会社)	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	4,700	2.16
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	3,929	1.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3,413	1.56
大和製罐株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2,962	1.36
中京テレビ放送株式会社	名古屋市昭和区高峯町154番地	2,635	1.21
計		138,040	63.47

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-		
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 743,000		単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 215,311,000	215,311	同上
単元未満株式	普通株式 1,405,581		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	217,459,581		
総株主の議決権		215,311	

(注)平成28年6月24日開催の第110期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合および1,000株を100株にする単元株式数の変更を実施いたしました。これにより発行済株式総数は195,713,623株減少し、21,745,958株となり、単元株式数は100株となっております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 中京銀行	名古屋市中区栄三丁目33番13号	743,000	-	743,000	0.34
計		743,000	-	743,000	0.34

(注)上記のほか「従業員持株E S O P信託」導入に伴い設定された従業員持株E S O P信託口が所有する当行株式179,000株を中間財務諸表上および中間連結財務諸表上、自己株式として処理しております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間連結財務諸表および中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
現金預け金	34,217	60,957
有価証券	1, 7, 12 576,403	1, 7, 12 551,088
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,274,253	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,281,518
外国為替	6 7,542	6 9,717
その他資産	7 10,947	7 14,148
有形固定資産	9, 10 20,814	9, 10 20,226
無形固定資産	4,141	3,720
繰延税金資産	1,042	977
支払承諾見返	5,219	5,394
貸倒引当金	11,628	10,899
資産の部合計	1,922,954	1,936,851
負債の部		
預金	7 1,711,253	7 1,735,648
コールマネー及び売渡手形	7 10,000	-
借入金	7 32,350	7 33,657
外国為替	85	21
社債	11 15,000	11 15,000
その他負債	23,628	26,362
賞与引当金	731	761
退職給付に係る負債	4,913	4,491
睡眠預金払戻損失引当金	375	343
偶発損失引当金	546	615
繰延税金負債	6,537	5,080
再評価に係る繰延税金負債	9 2,664	9 2,648
支払承諾	5,219	5,394
負債の部合計	1,813,306	1,830,026
純資産の部		
資本金	31,844	31,844
資本剰余金	23,184	23,184
利益剰余金	24,892	25,852
自己株式	379	262
株主資本合計	79,542	80,619
その他有価証券評価差額金	24,919	20,870
繰延ヘッジ損益	424	406
土地再評価差額金	9 5,484	9 5,457
退職給付に係る調整累計額	1,227	1,099
その他の包括利益累計額合計	28,751	24,821
新株予約権	142	149
非支配株主持分	1,211	1,234
純資産の部合計	109,647	106,824
負債及び純資産の部合計	1,922,954	1,936,851

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
経常収益	15,367	17,964
資金運用収益	11,579	10,673
(うち貸出金利息)	7,722	7,172
(うち有価証券利息配当金)	3,787	3,433
役務取引等収益	2,994	2,586
その他業務収益	151	3,546
その他経常収益	1,641	1,157
経常費用	12,322	15,574
資金調達費用	1,033	919
(うち預金利息)	693	512
役務取引等費用	868	911
その他業務費用	148	3,329
営業経費	2,961	2,976
その他経常費用	3,658	3,657
経常利益	3,045	2,390
特別利益	157	22
固定資産処分益	157	22
特別損失	199	241
固定資産処分損	11	7
減損損失	4,187	4,234
税金等調整前中間純利益	3,003	2,171
法人税、住民税及び事業税	233	294
法人税等調整額	133	253
法人税等合計	367	547
中間純利益	2,635	1,623
非支配株主に帰属する中間純利益	34	24
親会社株主に帰属する中間純利益	2,601	1,599

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益	2,635	1,623
その他の包括利益	6,985	3,903
その他有価証券評価差額金	7,004	4,049
繰延ヘッジ損益	26	17
退職給付に係る調整額	52	128
持分法適用会社に対する持分相当額	7	0
中間包括利益	4,350	2,279
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,383	2,304
非支配株主に係る中間包括利益	33	24

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,844	23,184	21,635	542	76,122
当中間期変動額					
剰余金の配当			541		541
親会社株主に帰属する中間純利益			2,601		2,601
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分			9	92	83
土地再評価差額金の取崩			162		162
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	2,213	89	2,303
当中間期末残高	31,844	23,184	23,849	452	78,425

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	28,987	267	5,562	71	34,211	93	1,147	111,574
当中間期変動額								
剰余金の配当								541
親会社株主に帰属する中間純利益								2,601
自己株式の取得								3
自己株式の処分								83
土地再評価差額金の取崩								162
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,011	26	162	52	7,148	17	32	7,098
当中間期変動額合計	7,011	26	162	52	7,148	17	32	4,795
当中間期末残高	21,976	294	5,399	18	27,063	110	1,179	106,778

当中間連結会計期間（自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,844	23,184	24,892	379	79,542
当中間期変動額					
剰余金の配当			649		649
親会社株主に帰属する中間純利益			1,599		1,599
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			15	117	101
土地再評価差額金の取崩			26		26
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	960	116	1,077
当中間期末残高	31,844	23,184	25,852	262	80,619

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	24,919	424	5,484	1,227	28,751	142	1,211	109,647
当中間期変動額								
剰余金の配当								649
親会社株主に帰属する中間純利益								1,599
自己株式の取得								1
自己株式の処分								101
土地再評価差額金の取崩								26
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,049	17	26	128	3,930	7	23	3,900
当中間期変動額合計	4,049	17	26	128	3,930	7	23	2,823
当中間期末残高	20,870	406	5,457	1,099	24,821	149	1,234	106,824

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,003	2,171
減価償却費	640	848
減損損失	187	234
持分法による投資損益(は益)	16	19
貸倒引当金の増減()	2,828	729
賞与引当金の増減額(は減少)	19	30
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	312	237
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	52	32
偶発損失引当金の増減額(は減少)	84	69
資金運用収益	11,579	10,673
資金調達費用	1,033	919
有価証券関係損益()	380	617
為替差損益(は益)	274	6,247
固定資産処分損益(は益)	145	15
貸出金の純増()減	10,749	7,265
預金の純増減()	3,269	24,395
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	17,328	1,306
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	468	2
コールマネー等の純増減()	15,000	10,000
外国為替(資産)の純増()減	169	2,175
外国為替(負債)の純増減()	0	63
その他の資産の増減額(は増加)	312	1,717
その他の負債の増減額(は減少)	476	3,321
資金運用による収入	7,834	7,263
資金調達による支出	914	776
小計	9,900	12,485
法人税等の支払額	557	306
法人税等の還付額	221	591
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,236	12,770
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	48,816	47,028
有価証券の売却による収入	6,373	16,368
有価証券の償還による収入	36,202	43,144
投資活動としての資金運用による収入	3,204	2,933
有形固定資産の取得による支出	330	97
有形固定資産の売却による収入	1,001	178
無形固定資産の取得による支出	83	209
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,447	15,290

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動としての資金調達による支出	123	94
配当金の支払額	541	649
非支配株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	3	1
自己株式の売却による収入	85	104
リース債務の返済による支出	413	627
財務活動によるキャッシュ・フロー	997	1,270
現金及び現金同等物に係る換算差額	33	47
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	13,714	26,742
現金及び現金同等物の期首残高	57,572	33,706
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 43,857	1 60,448

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 4社
- 会社名
中京ビジネスサービス(株)
(株)中京カード
キキョウサービス(株)
中京ファイナンス(株)

(2) 非連結子会社 なし

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 なし
- (2) 持分法適用の関連会社 1社
- 会社名
中京総合リース(株)
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 なし
- (4) 持分法非適用の関連会社 なし

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は全て9月末日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行および連結子会社で定める利用可能期間(8年以内)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に

相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。

(12) 消費税等の会計処理

当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に伴う減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当中間連結会計期間の経常利益および税金等調整前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間連結会計期間から適用しております。

(従業員持株E S O P信託)

当行は平成24年2月7日開催の取締役会決議に基づいて、「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入し、同年3月9日に信託契約を締結いたしました。

E S O P信託による当行株式の取得・処分については、当行がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当行とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、E S O P信託が所有する当行株式については、中間連結貸借対照表、中間連結株主資本等変動計算書および中間連結キャッシュ・フロー計算書において自己株式として処理しております。また、E S O P信託の資産および負債ならびに費用については、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書ならびに中間連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当行は、当行の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当行の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入しております。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

1. 取引の概要

当行が「中京銀行従業員持株会」(以下、「当行持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は設定から5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当行株式の議決権を、当行持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が株式取得資金を借入れした銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計基準

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度末117百万円、当中間連結会計期間末39百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度末52千株、当中間連結会計期間末17千株、期中平均株式数は前中間連結会計期間102千株、当中間連結会計期間35千株であり、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(注)平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。期末株式数および期中平均株式数は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
株式	1,309百万円	1,327百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額および延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	1,246百万円	1,416百万円
延滞債権額	26,198百万円	24,863百万円

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	34百万円	32百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	9,244百万円	9,431百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	36,723百万円	35,744百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	13,119百万円	10,777百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	43,420百万円	34,783百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,595百万円	7,525百万円
コールマネー及び売渡手形	10,000百万円	-百万円
借入金	32,122百万円	33,505百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	19,238百万円	18,719百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	389百万円	392百万円

8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	256,443百万円	254,047百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	226,963百万円	218,772百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	1,215百万円	293百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	16,633百万円	16,612百万円

11. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付社債	15,000百万円	15,000百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	8,164百万円	9,090百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金戻入益	- 百万円	509百万円
株式等売却益	430百万円	404百万円

2. 「営業経費」には次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給与・手当	4,478百万円	4,393百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金繰入額	375百万円	- 百万円
株式等償却	4百万円	0百万円

4. 減損損失

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当中間連結会計期間において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(187百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
営業用店舗3カ店他	土地、建物、その他の有形 固定資産	187	三重県四日市市他

営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当中間連結会計期間において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(234百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
営業用店舗3カ店他	土地、建物、その他の有形 固定資産	234	愛知県半田市他

営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	217,459	-	-	217,459	
合計	217,459	-	-	217,459	
自己株式					
普通株式	2,107	13	391	1,730	(注1,2,3)
合計	2,107	13	391	1,730	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少391千株は、E S O P 信託から従業員持株会への当行株式の売却(317千株)およびストック・オプション権利行使分(74千株)による減少であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数のうち、E S O P 信託が所有する株式数は、当連結会計年度期首1,183千株、当中間連結会計期間末866千株であります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権					110	
合計						110	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	538	2.50	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) E S O P 信託は、中間連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金(2百万円)は平成27年6月26日定時株主総会の決議の配当金の総額538百万円には含んでおりません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	431	利益剰余金	2.00	平成27年9月30日	平成27年12月7日

(注) E S O P 信託は、中間連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金(1百万円)は平成27年11月13日取締役会の決議の配当金の総額431百万円には含んでおりません。

当中間連結会計期間（自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	217,459	-	-	217,459	
合計	217,459	-	-	217,459	
自己株式					
普通株式	1,399	4	482	922	（注1,2,3）
合計	1,399	4	482	922	

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少482千株は、E S O P信託から従業員持株会への当行株式の売却（348千株）およびストック・オプション権利行使分（134千株）による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数のうち、E S O P信託が所有する株式数は、当連結会計年度期首527千株、当中間連結会計期間末179千株であります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権					149	
合計						149	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年 6月24日 定時株主総会	普通株式	648	3.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

（注）E S O P信託は、中間連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金（1百万円）は平成28年 6月24日定時株主総会の決議の配当金の総額648百万円には含んでおりません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	433	利益剰余金	2.00	平成28年 9月30日	平成28年12月 5日

（注）1. E S O P信託は、中間連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金（0百万円）は平成28年11月11日取締役会の決議の配当金の総額433百万円には含んでおりません。

2. 1株当たり配当額については、基準日が平成28年 9月30日であるため、平成28年10月 1日付の株式併合は加味しておりません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金預け金勘定	44,774百万円	60,957百万円
日本銀行以外への預け金	916百万円	509百万円
現金及び現金同等物	43,857百万円	60,448百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、システム機器であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	34,217	34,217	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	571,010	571,010	-
(3) 貸出金	1,274,253		
貸倒引当金(1)	10,792		
	1,263,460	1,262,000	1,459
(4) 外国為替	7,542	7,542	-
資産計	1,876,231	1,874,771	1,459
(1) 預金	1,711,253	1,711,848	595
(2) コールマネー及び売渡手形	10,000	10,000	-
(3) 借入金	32,350	32,350	-
(4) 外国為替	85	85	-
(5) 社債	15,000	15,407	407
負債計	1,768,689	1,769,692	1,003
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,514	1,514	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(610)	(610)	-
デリバティブ取引計	904	904	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	60,957	60,957	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	545,732	545,732	-
(3) 貸出金	1,281,518		
貸倒引当金（ 1 ）	10,074		
	1,271,444	1,268,416	3,027
(4) 外国為替	9,717	9,717	-
資産計	1,887,852	1,884,824	3,027
(1) 預金	1,735,648	1,735,996	348
(2) コールマネー及び売渡手形	-	-	-
(3) 借入金	33,657	33,657	-
(4) 外国為替	21	21	-
(5) 社債	15,000	15,365	365
負債計	1,784,327	1,785,041	713
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,356	1,356	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(584)	(584)	-
デリバティブ取引計	772	772	-

（ 1 ）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

預け金については、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を発行体の信用状態を反映した金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替のうち、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
関連法人等株式(1)	1,309	1,327
非上場株式(1、 2)	3,816	3,816
組合出資金(3)	266	211
合 計	5,393	5,356

- (1) 関連法人等株式および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

「子会社株式および関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	34,007	16,344	17,662
	債券	362,649	353,514	9,134
	国債	233,240	227,089	6,150
	地方債	44,856	43,450	1,405
	社債	84,552	82,974	1,578
	その他	118,636	107,170	11,466
	小計	515,293	477,030	38,263
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,847	3,093	246
	債券	547	551	4
	国債	-	-	-
	地方債	79	80	0
	社債	467	471	4
	その他	52,322	55,657	3,335
	小計	55,716	59,303	3,586
合計		571,010	536,333	34,676

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	33,485	17,661	15,823
	債券	341,640	332,996	8,643
	国債	212,418	206,644	5,773
	地方債	47,708	46,361	1,346
	社債	81,513	79,990	1,523
	その他	92,180	82,402	9,778
	小計	467,306	433,060	34,245
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,842	2,184	341
	債券	18,674	19,041	366
	国債	10,118	10,468	350
	地方債	1,504	1,504	0
	社債	7,052	7,068	16
	その他	57,908	62,526	4,617
	小計	78,425	83,752	5,326
合計		545,732	516,812	28,919

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のもの、および信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）に起因して時価が著しく下落したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

前連結会計年度における減損処理額は115百万円（うち株式115百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理はありません。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	34,701
その他有価証券	34,701
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	9,791
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	24,910
()非支配株主持分相当額	7
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	16
その他有価証券評価差額金	24,919

(注)評価差額には、投資事業組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額24百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	28,926
その他有価証券	28,926
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	8,064
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,861
()非支配株主持分相当額	7
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	16
その他有価証券評価差額金	20,870

(注)評価差額には、投資事業組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額6百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当する取引はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	29,128	23,082	48	48
	売建	57,529	-	2,001	2,001
	買建	12,914	-	438	438
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			1,514	1,514

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	25,393	21,701	79	79
	売建	54,056	-	1,777	1,777
	買建	9,252	-	341	341
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			1,356	1,356

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引
該当する取引はありません。

(5) 商品関連取引
該当する取引はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
該当する取引はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額または契約において定められた元本相当額および時価ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券（債券）、預金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		17,556	16,356	610
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ	-			
	受取固定・支払変動	-	-	-	
	受取変動・支払固定	-	-	-	
	合計				610

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格等により算定してしております。なお、取引先金融機関から提示された価格等については、社内でのその妥当性等を検証することとしております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券（債券）、預金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		16,333	16,300	584
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	-	-	-	-
	合計				584

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。なお、取引先金融機関から提示された価格等については、社内でのその妥当性等を検証することとしております。

(2) 通貨関連取引

該当する取引はありません。

(3) 株式関連取引

該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

該当する取引はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業経費	29百万円	31百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役(社外取締役除く)8名 当行執行役員6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 29,100株
付与日	平成27年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年7月31日~平成57年7月30日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注3)	2,180円

- (注) 1. 平成28年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。
3. 平成28年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)を考慮し、1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役(社外取締役除く)8名 当行執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 28,300株
付与日	平成28年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成28年7月28日~平成58年7月27日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注3)	2,190円

- (注) 1. 平成28年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。
3. 平成28年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)を考慮し、1株あたりに換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	7,722	4,226	3,418	15,367

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	7,172	4,554	6,237	17,964

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額		5,012円21銭	4,869円40銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	109,647	106,824
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,353	1,383
(うち新株予約権)	百万円	142	149
(うち非支配株主持分)	百万円	1,211	1,234
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	108,293	105,440
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	21,605	21,653

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する自己株式(前連結会計年度末52千株、当中間連結会計期間末17千株)を控除し算定しております。

2. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

2. 1株当たり中間純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額および算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	120.70	73.93
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,601	1,599
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,601	1,599
普通株式の期中平均株式数	千株	21,553	21,629
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額			
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	64	82
(うち新株予約権)	千株	64	82
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 1. 1株当たり中間純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する自己株式(前中間連結会計期間102千株、当中間連結会計期間35千株)を控除し算定しております。

2. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり中間純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
現金預け金	34,211	60,951
有価証券	1,710,575,995	1,710,550,662
貸出金	2,345,682	2,345,995
外国為替	67,542	69,717
その他資産	6,531	10,048
その他の資産	76,531	710,048
有形固定資産	20,946	20,362
無形固定資産	4,107	3,691
支払承諾見返	5,187	5,366
貸倒引当金	10,674	9,964
資産の部合計	1,918,530	1,932,832
負債の部		
預金	71,719,160	71,743,893
コールマネー	710,000	-
借入金	732,350	733,657
外国為替	85	21
社債	915,000	915,000
その他負債	16,321	19,165
未払法人税等	115	268
リース債務	4,392	3,829
資産除去債務	100	101
その他の負債	11,712	14,967
賞与引当金	708	739
退職給付引当金	3,096	2,862
睡眠預金払戻損失引当金	375	343
偶発損失引当金	546	615
繰延税金負債	6,518	5,059
再評価に係る繰延税金負債	2,664	2,648
支払承諾	5,187	5,366
負債の部合計	1,812,014	1,829,374

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
資本金	31,844	31,844
資本剰余金	23,184	23,184
資本準備金	23,184	23,184
利益剰余金	21,816	22,692
利益準備金	2,598	2,728
その他利益剰余金	19,218	19,964
固定資産圧縮積立金	48	46
別途積立金	11,000	11,000
繰越利益剰余金	8,169	8,917
自己株式	379	262
株主資本合計	76,466	77,459
その他有価証券評価差額金	24,846	20,797
繰延ヘッジ損益	424	406
土地再評価差額金	5,484	5,457
評価・換算差額等合計	29,906	25,848
新株予約権	142	149
純資産の部合計	106,515	103,457
負債及び純資産の部合計	1,918,530	1,932,832

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
経常収益	14,905	17,542
資金運用収益	11,546	10,638
(うち貸出金利息)	7,689	7,136
(うち有価証券利息配当金)	3,786	3,433
役務取引等収益	2,693	2,296
その他業務収益	39	3,441
その他経常収益	1,626	1,166
経常費用	12,068	15,333
資金調達費用	1,032	918
(うち預金利息)	693	512
役務取引等費用	990	1,032
その他業務費用	148	3,329
営業経費	3,928	3,940
その他経常費用	2,612	2,652
経常利益	2,836	2,208
特別利益	157	22
特別損失	199	241
税引前中間純利益	2,794	1,990
法人税、住民税及び事業税	174	230
法人税等調整額	127	244
法人税等合計	302	475
中間純利益	2,492	1,515

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	31,844	23,184	23,184	2,403	49	11,000	5,327	18,780
当中間期変動額								
剰余金の配当				108			649	541
中間純利益							2,492	2,492
固定資産圧縮積立金の取崩					1		1	-
自己株式の取得								
自己株式の処分							9	9
土地再評価差額金の取崩							162	162
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	108	1	-	1,997	2,104
当中間期末残高	31,844	23,184	23,184	2,511	48	11,000	7,324	20,885

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	542	73,267	28,899	267	5,562	34,194	93	107,555
当中間期変動額								
剰余金の配当		541						541
中間純利益		2,492						2,492
固定資産圧縮積立金の取崩		-						-
自己株式の取得	3	3						3
自己株式の処分	92	83						83
土地再評価差額金の取崩		162						162
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)			6,998	26	162	7,188	17	7,170
当中間期変動額合計	89	2,194	6,998	26	162	7,188	17	4,976
当中間期末残高	452	75,461	21,900	294	5,399	27,006	110	102,578

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	31,844	23,184	23,184	2,598	48	11,000	8,169	21,816
当中間期変動額								
剰余金の配当				129			779	649
中間純利益							1,515	1,515
固定資産圧縮積立金の取崩					1		1	-
自己株式の取得								
自己株式の処分							15	15
土地再評価差額金の取崩							26	26
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	129	1	-	747	876
当中間期末残高	31,844	23,184	23,184	2,728	46	11,000	8,917	22,692

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	379	76,466	24,846	424	5,484	29,906	142	106,515
当中間期変動額								
剰余金の配当		649						649
中間純利益		1,515						1,515
固定資産圧縮積立金の取崩		-						-
自己株式の取得	1	1						1
自己株式の処分	117	101						101
土地再評価差額金の取崩		26						26
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			4,048	17	26	4,057	7	4,050
当中間期変動額合計	116	992	4,048	17	26	4,057	7	3,057
当中間期末残高	262	77,459	20,797	406	5,457	25,848	149	103,457

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、子会社株式および関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

- (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当中間会計期間の経常利益および税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(従業員持株E S O P信託)

当行は平成24年2月7日開催の取締役会決議に基づいて、「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入し、同年3月9日に信託契約を締結いたしました。

E S O P信託による当行株式の取得・処分については、当行がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当行とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、E S O P信託が所有する当行株式については、中間貸借対照表、中間株主資本等変動計算書において自己株式として処理しております。また、E S O P信託の資産および負債ならびに費用については、中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当行は、当行の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当行の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入しております。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan)制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

1. 取引の概要

当行が「中京銀行従業員持株会」(以下、「当行持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は設定から5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当行株式の議決権を、当行持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が株式取得資金を借入れした銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計基準

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の信託における帳簿価額は、前事業年度末117百万円、当中間会計期間末39百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前事業年度末52千株、当中間会計期間末17千株、期中平均株式数は前中間会計期間102千株、当中間会計期間35千株であり、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(注)平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。期末株式数および期中平均株式数は、前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
株式	1,117百万円	1,117百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額および延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	1,237百万円	1,414百万円
延滞債権額	25,990百万円	24,662百万円

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	34百万円	32百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	9,194百万円	9,382百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	36,456百万円	35,492百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	13,119百万円	10,777百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	43,420百万円	34,783百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,595百万円	7,525百万円
コールマネー	10,000百万円	-百万円
借入金	32,122百万円	33,505百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	19,238百万円	18,719百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	389百万円	392百万円

8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	241,099百万円	239,116百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	226,963百万円	218,772百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付社債	15,000百万円	15,000百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	8,164百万円	9,090百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金戻入益	- 百万円	535百万円
株式等売却益	430百万円	404百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金繰入額	331百万円	- 百万円
株式等償却	4百万円	0百万円

3. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	258百万円	337百万円
無形固定資産	372百万円	501百万円

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式
該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
子会社株式	1,006	1,006
関連会社株式	111	111
合計	1,117	1,117

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式および関連会社株式」には記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

平成28年11月11日開催の取締役会において、第111期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 433百万円

1株当たりの中間配当金 2円00銭

(注) E S O P 信託は、中間貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金(0百万円)は平成28年11月11日取締役会の決議の中間配当金額433百万円には含んでおりません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月21日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月21日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第111期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。